

ID: 952

担当部署: 地域整備課

処分の概要	違反建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第64条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第64条第1項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第64条 市町村長は、第62条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主(建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。)、当該建築物の建築等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	令和5年7月1日